

西郷村告示第209号

令和5年第2回西郷村議会臨時会を、下記のとおり招集する。

令和5年11月14日

西郷村長 高橋 廣志

記

1. 期 日 令和5年11月21日
2. 場 所 西郷村議会議場
3. 付議案件
議案第73号 令和5年度西郷村一般会計補正予算（第5号）

応 招 不 応 招 議 員

・ 応招議員（16名）

1 番 小澤 佑太君	2 番 須藤 正樹君	3 番 山崎 昇君
4 番 鈴木 昭司君	5 番 大竹 憂子君	6 番 鈴木 修君
7 番 君島 栄一君	8 番 鈴木 武男君	9 番 河西 美次君
10 番 真船 正康君	11 番 鈴木 勝久君	12 番 藤田 節夫君
13 番 上田 秀人君	14 番 大石 雪雄君	15 番 矢吹 利夫君
16 番 真船 正晃君		

・ 不応招議員（なし）

令和5年第2回西郷村議会臨時会

議事日程（1号）

令和5年11月21日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第73号 令和5年度西郷村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 4 閉会

・出席議員（15名）

1番 小澤佑太君	2番 須藤正樹君	3番 山崎昇君
4番 鈴木昭司君	5番 大竹憂子君	7番 君島栄一君
8番 鈴木武男君	9番 河西美次君	10番 真船正康君
11番 鈴木勝久君	12番 藤田節夫君	13番 上田秀人君
14番 大石雪雄君	15番 矢吹利夫君	16番 真船正晃君

・欠席議員（1名）

6番 鈴木修君

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 高橋廣志君	副村長 真船貞君
教育長 秋山充司君	参事兼 総務課長 田部井吉行君
企画政策課長 関根隆君	財政課長 渡部祥一君
福祉課長 相川佐江子君	

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記 黒須賢博	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記 佐川典孝
議会事務局長 庶務係長 保坂真理	

◎開会と開議の宣告

- 議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第2回西郷村議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

- 議長（真船正晃君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。
6番鈴木修君から所用により本日欠席する旨、西郷村議会会議規則第2条による届出がありました。
以上、報告いたします。
地方自治法第121条の規定により、説明のため執行機関に対し、あらかじめ出席を求めておきました。
本日の会議には、村長、副村長、教育長及び総務課長のほか、議案に係る各担当課長が出席しております。
それでは、本日の日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（真船正晃君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第127条の規定により、会議録署名議員に3番山崎昇君、4番鈴木昭司君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（真船正晃君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
会期につきましては、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）
○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案の上程（議案第73号）

- 議長（真船正晃君） それでは、日程第3、議案第73号を上程いたします。

◎提案理由の説明

- 議長（真船正晃君） 提出議案に対する提案理由の説明を求めます。
村長、高橋廣志君。
○村長（高橋廣志君） 本日提案いたしました議案の大要についてご説明を申し上げます。
提出議案は、議案第73号「令和5年度西郷村一般会計補正予算（第5号）」の補正予算1件でございます。
それでは、議案第73号「令和5年度西郷村一般会計補正予算（第5号）」につきましてご説明を申し上げます。
令和5年度西郷村一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,617万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億6,317万2,000円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、長期化する物価高騰の影響を受けている村民の家計負担軽減を図るとともに、地域経済の活性化のために必要な費用及び物価高騰による影響が特に大きい住民非課税世帯への追加支援に必要な費用の予算を計上しております。

以上が、本日提案の議案の対応でございますが、細部につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（真船正晃君） 村長の提案理由の説明が終わりました。

◎議案内容の細部説明

○議長（真船正晃君） 次に、議案に対する細部説明を求めます。

財政課長。

（財政課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 財政課長の説明が終わりました。

◎議案第73号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） それでは、日程第3、議案第73号に対する質疑を許します。

11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 鈴木勝久です。議案第73号について質疑申し上げます。

今回は、この物価対策事業として、まず国が非課税世帯に対する7万円の給付事業、それに村が住民1人当たり5,000円の商品券を配るという事業でございますが、これは重点支援地方交付金、この予算案で約1.6兆円計上されたって国のほうではあるんですけども、この1.6兆円のうち、低所得者世帯に対しては、約1.1兆円、それで、もう一つの地域実情にあわせた自治体が柔軟に活用できるという推奨事業に5,000億円って書いてあるんです。

これは、もともとは生活者と事業者に対してという前置きがあるんですけども、今回この生活者に特化した西郷村の補正になっておりますけれども、この事業者に対してという部分が欠けていると思うんですけども、ここはお考えにならなかったのかお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君の質疑に対する答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

皆様ご存じのとおり、国におきましては、デフレ完全脱却のための総合経済対策が閣議決定されまして、追加の重点支援交付金が盛り込まれたところでございます。

村といたしましても、物価高に苦しむ全村民に対しまして支援策が必要であると考えまして、村民生活の経済的支援と村内の経済循環による事業者の支援を目的とした商品券事業を決定しまして、できる限り早く村民の皆様にご活用できるよう、臨時議会において議案を上程したところでございます。

目的としましては、村民生活の経済的支援と村内経済循環による事業者の支援というところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君の再質疑を許します。

○11番（鈴木勝久君） それは理解できました。今、説明その前にあった。

それで、生活支援のほうに緊急と言いましたけれども、基本的に5,000円でどれだけの効果あるかという、個人に対してはそうなんですけれども、事業者はここ3年、4年、相当のダメージを受けているんです。これも緊急に、今銀行融資受けても支払いやっている状態なんですけれども、地域経済は全然上向いていないんです。ですから、そちらのほうはなぜ事業者向けの補正をしなかったのかという、これは生活者に特化していますよね。

今の説明だと事業者のほうに回らなかった説明がなかったんですけれども、そこをちょっと説明していただきたいんですけれども。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 今回は、前に9月に子育て応援米ということで米消費拡大、そして子どもさんに米を提供する、2本立てという効果がありました。今回も住民の一人お一人5,000円とそれを地域の事業者が使っていただくということで経済効果が図れるんじゃないかということで、2本立てという私の考えで今回の補正予算の上程となっておりますので、事業者に使って、村内の事業者に活用していただくこととありますので、両方考えておりますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 事業者と申しましても、いろいろな部分があるんです。農林水産、水産はないでしょうけれども。一部ありますか。医療関係とか中小企業関係、これは石油高騰、石油が上がったというのと円安の問題が絡みますから、全体に対して疲弊している状態なんです。

ですから、今この商品券事業とこれに関しては、緊急というのが大前提にあるんでしょうけれども、これだと一部食料品の喚起とか、ガソリン、これから質問しますけれども、ガソリン、石油、灯油関係です、その部分で終わってしまうのかなと思って。もうちょっと広い視野に立って、事業者支援、これ考えていっていただきたいなと思っています。

この課長と村長の説明だけで、これで終わりだと思うんですけれども、もうちょっとこの緊急性を要するためには、事業者、非常に今困っている状態にあります。それで、いつも言っていますけれども、そこの私が声を大にして言っているのは、実態把握、これがなされていないんです。西郷村にどういう事業所があって、どのぐらい困窮しているか。そういう実態調査をなさっていない。その資料がないんです。ないと思うんです。

確認しますけれども、今日は地域振興課というか、産業振興課が来ていないのでデータ持っているか持っていないかというのは難しいと思うんですけれども、企画政策課でその事業者の売上げ等々の資料というのは、実際持っていらっしゃるんですか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

今は持っておりません。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 私も小売店やっていますけれども、そういうアンケート調査なり、そういう調査なりいただいているんです。こちら側が言わなきゃならないというのもあるんでしょうけれども。そういう公がそういう調査した形跡って全然なかったんです。

いつも言っているのは、数字がなくてどういう対策をするんだというところなんです。適切にそういうところにピンポイントに効果的な対策は打てないと思うんです。いつもそこは行政は怠っているなど思うんですけれども。

直接じゃないんでこの辺にしておきます。しておくという言い方はおかしいですけども、そこが足りないというのを申しおきます。

それで、この商品券事業、一度これは5年前、令和元年ぐらい、平成30年ぐらいにプレミアム商品券という形で2割上乘せを、1万円出したら1万2,000円の商品券が買えるみたいなやつあったんです。商品券です。

今回は、全額、それは5,000円なら5,000円、現金の代わりに商品券を渡すということでありましてけれども、その商品券というのは縛りがあるということでしょうね。地域の事業者。これから受付はするんでしょうけれども。村外の事業者は入れないですね、確認しておきます。村外の事業者は混ぜないんですよ。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

令和5年第2回臨時会資料、議案第73号関係に記載があるとおり、事業参加店舗としましては、村内に店舗等を有する事業者と。

ただし、本商品券を使用できる場所は村内に住所を有する店舗等に限るというところにしております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） そうすると、令和元年と同じような条件でやるということですね。内容は若干違いますけれども。

それで、その資料請求というか、本当は昨日電話しておけばよかったんですけども、しなくて直接になっちゃって、その資料を今始まる前に確認したら資料は持っていないということだったんですけども、そのとき企画政策課長は、その企画政策課にいましたか。5年前にプレミアム商品券を出したときに。（不規則発言あり）

じゃ、そのときその小売店さんは、主にどの企業が売上げが高かったかお教え願いますか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

これは、令和元年度に実施いたしました西郷村プレミアム付商品券販売事業なんですけど、そのときは、ちょっとまとめちゃっているんですが、データちょっとまとめているんですけども、イオン白河西郷店が一番多くなっております。利用実績といたしましては。

以上です。（不規則発言あり）

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 村長おっしゃったように、地域活性化に寄与するという企業で寄与するといったんですけども、西郷村は特殊なんで、一企業とか、あと私の記憶ですと、そのほかにガソリンスタンド関係、これが2強で相当差は、4位と差はあるんですけども、あとガソリンスタンド関係だったんですよ、ガソリン関係、石油を含めて。

だから、それほど地域生活には寄与しているという言い方はできないんです、この商品券。だからいつも私は、あまりこの商品券のやつやめていただきたいなというあれがあったんです。できれば、現金給付にして、この後ろのほうの関係の補足資料に、商品券の対象品目でこの商品券の利用はできない、このできないというところも本来は使いたいという住民はたくさんいると思うんです。

ですから、本来だったら自由に使える、こういう相当緊急な状態なので、本当はもうちょっと自由勝手に使えるやつがいいなと思っています。

それと、この商品券にする場合、事務費が結構かかるんです。いつも思っていますけれども。事務費って合計でどのくらいかかりますか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

補正予算に関する説明書をご覧いただきたいんですが、約1,600万円程度かかるようになっております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 1割持っていかれちゃうんですよ。いろいろ同じお金をあれもこれもというか、どこの自治体もやる一つなんです、商品券配るのは。結構どこの自治体もこの事務費が結構かかっちゃうんでという今問題になっている。

ただ、縛りとか何かつくるためには必要。あと、緊急性というか、期日で使うという場合にはこれは大変有効だということも違うところで分かりますけれども。

この今単独事業でやっているこの商品券事業、やって駄目だということでは決していないんです。ただ、そういうのを前置きしておきたいなと思っただけなんですけれども。

それで、このお金、さっき申しましたように、国でやっているこの5,000億推奨事業メニュー、ここに関わってくるんじゃないかなと思っているんですけども、国のほうからこの商品券発送というか、商品券事業は、国に請求していただくことはできないんでしょうか。国の政策には合致していると思うんですけども。これはそ

ういうつもりないんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 鈴木勝久議員の質疑にお答えいたします。

国の臨時交付金なんですが、先日ニュース等々でお分かりのとおり、昨日国会に提出されまして、その臨時交付金のまず市町村の交付枠も、あとはその臨時交付金の対象事業等の詳しいQ&Aについても、まだ市町村には情報が来ておりませんので、ただ、前回の今までの臨時交付金の対象ですと、既に村単独で予算化して実施しているものについては、充当可能という項目がありますので、まずそのQ&Aが来まして、この事業に充当可能であれば、次の議会で補正して、12月補正ではちょっと間に合いませんが、3月議会までには計上しまして、しかるべき事業に充当する予定でございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 分かりました。

今日9時にここに来る前に、9時から国会の予算審議ありまして、そこでちょうど今やっている最中でございますから、そういうことであると思います。ですから、国からそういう予算がつかましたら、一刻も早くそういう処理をしていただきたいなと思っております。

それで、そうだ、これ時期書いてありましたっけ。いつからというのは。事業所に12月以内に参加者を12月には、12月のどこ時点で分かるのかな。今年中にはこの商品券の発送というのはできて、使えるようになるんでしょうか。ちょっと確認します。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

配布と利用開始日なんですが、村民の方にできる限り早く利用していただきたいと考えておりますので、早急に事業開始に向け準備を行いまして、12月末から発送したいというふうに考えております。

利用開始日につきましては、1月末を想定しているところです。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 以上で終わります。

○議長（真船正晃君） ほかに質疑はありませんか。

4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 議案第73号「令和5年度西郷村一般会計補正予算（第5号）」について、質疑のほうさせていただきます。

私のほうから1点だけお聞きしたい部分がありまして、これ現金とかではなくて、商品券ということですので、店舗によって、ほとんどの店舗は現金の取扱いをしているとは思いますが、これももしかしたら事業者によっては、ここ最近ですと自

動精算機だったりとか、あと食券の販売機なんかを使っている事業者さんも少なからずいるのかなとは思いました。そういった部分は、参加したくともできないんじゃないかなというふうに思います。そういった部分で若干ではあるんですけども、公平さに欠ける部分もあるのかなと思うんですけども、その辺についてはどういうふうな考えを持っているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

その点につきましては、内部でも検討したところではありますが、やはりどちらかに持っていけないと、公平性というところでは担保できないのかなと思ひまして。

確かにP a y P a yだけとか、そういった電子マネーとかしか取り扱わないところ、今コンビニですと恐らく商品券が使えないというところが、機械での対応になっているところ等あると思うんですが、今回につきましては、村民全員の方に利用していただくという目的から、商品券ということにさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） その点に関しましては理解もするんですけども、やはり時代の流れで現金取り扱わないお店、そういうところも増えてきていますので、できればそういった部分も考慮していただいて、もう少し事業者にも使いやすい、参加してもらえそうな仕組みづくりというのを考えてほしいなというふうに思ひまして、質疑のほう終わらせてもらいます。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 15番、議案第73号「令和5年度西郷村一般会計補正予算（第5号）」について質疑します。

物価高騰対策にしごう暮らし応援商品券事業なんですけれども、物価高騰で以前も申し上げたんですけれども、まず、商品券、先ほど同僚議員、4番議員が上げた商品券という意味、考え、それは事務局としてはどのように考えておるのか。

それ1点目と、住民1人当たりの5,000円の根拠をお示し願えればと思います。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

まず、質問の第1点目なんですけど、なぜ商品券事業にしたかということでございますが、現金給付も一応検討いたしました。それで、現金給付の場合は、貯蓄や村外消費につながるものが懸念されたため、今回は商品券事業というのを選択させていただいたというところでございます。

1人5,000円当たりの根拠ということでございますが、金額につきましては、令和3年度に実施しました福祉灯油購入助成事業、1世帯当たり5,000円の補助金、また、令和4年度に実施しました緊急生活支援給付事業、これは1世帯当たり、住民税非課税世帯に1世帯当たり1万円の給付金というのを参考にしまして、今回は

事業規模や経済効果等を総合的に検討いたしまして、1人当たり5,000円の商品券と決めさせていただいたというところでございます。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 再度、質疑します。

今課長の答弁の中で、以前の非課税世帯1万円、今回は非課税世帯は7万円、1世帯当たり7万円、1世帯ですね、7万円ということで国からも県からも出ておりますけれども、一般財源から今回5,000円ということで、大変もらわないよりはありがたいなと思いますけれども、電気、ガス、食料等ありますけれども、5,000円というはじき出したのは、そういう内容かなとは思わないんですけども私としては、もう少し数字的に上げて、少しでもありがたいなという考えで。

以前もそうなんですけれども、なぜそういう形で、これは村の判断ですから、それを聞いたかったわけなんです。

また、先ほど11番議員が、村内事業所に参加を募るって、村内に店舗等を有する事業所と書いてあるんですけども、5,000円で気休め、形として確かに同僚議員が今言った、5,000円でどうなんだと。ないよりはもらったほうがいいのかという考えであるのか、それとも形として村長の評価が上がればいいのかという考えで出しているんだか、そこら辺は分からないですけども、もう少し、事業所もいろいろありますけれども、金額的には少ないのかなと思います。

それ、もう一度答弁願えればと思います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今までは6月、9月補正は、非課税世帯あるいは子育て支援ということで、電力、ガス、食料高騰ということでやってきました。9月の議会の中でもそれはそれで評価するけれども、全村民に行き渡るような施策はどうかということを質問受けましたので、私もそのことはやっていきたいなという考えの下で、5,000円ということで今回緊急に、なるべく早くしないと、本当は正月に間に合えばよかったんですけども、できるだけ早く手元にお届けしたいという意味で臨時議会を開かせていただいて、早く物価高騰対策、少しでも。

これで終わりということじゃなくて、国も経済対策やっておりますので、またそれを見ながら村でできることを随時やっていきたいという考えでありますので、5,000円が高いか安いかは別として、できるだけ早くやりたいという思いで今回の臨時議会をお願いしたわけですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 今、村長のほうから5,000円が高いか低いかのということで、そういう思いでやったということは評価しますけれども、5,000円がどうかというのは、私としては疑問がするところではありますが。

あと、令和6年1月下旬から令和6年5月下旬までという設定をしたのは、この期間ちょっと、その間に使わないと無効ということで扱って、せっかく配布したにもか

かわらず使わなかったときは、無効という扱いにするのか、それともまた、どうしても電話で村としては商品券の代わりに村で何らかで、代わりに現金を渡すというとかそういう考えはないのか。どうしてもやはり、独り暮らしや高齢者、ましてや1月から3月まで雪が多い中で足の不便な方もいますので、交通手段が取れない、そういうのも考えて、期限が近くなったら何らかの広報、広報といってもお年寄りも聞こえない方がいれば、防災無線も聞こえないということで、何らかの対応で迫ったらばその通知を出すのか確認して終わりたいと思いますけれども、どうですか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

期間につきましては、5月までとさせて、5か月間とさせていただいたところですが、期限につきましては、村民の皆様になるべく早くちょっと通知は、周知はしていきたいなというふうには考えています。

期間は短い期間を想定したんですが、短期間で使っていただくという経済効果も考えまして、短期間というところも考えんですが、やはり議員がおっしゃるように、村民の方が使いやすくするように、ちょっと長めな設定ということで5か月と今回させていただいたというところです。

以上です。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） せっかく村長がこのように5,000円1人当たり商品券として作ったんだから、ぜひとも村民が5,000円にありがたいなという気持ちで使っていただければと。それにはやはり執行部が窓口となって、全村民に使えるように、落ち度のないように使っていただけるように配慮願えればありがたいと思います。

以上で私の質疑を終わります。

○議長（真船正晃君） ほかに質疑ありませんか。

12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 12番藤田です。議案第73号について質疑したいと思います。

これまで非課税世帯ということで、国のほうからの交付金ということでやってきました。このような物価高騰の中で村民が相当苦しんでいるということで、私も福祉灯油なり、全村民にやるんだということで、今回のこの議案については評価するところでもあります。

ありますけれども、値段的に5,000円ということで、灯油にすれば2缶とちょっと、3缶までいかないという状況なんですけれども、財政的な面もあると思うんで致し方ないのかなと思います。

それでも何点かちょっとお聞きしたいと思いますけれども、対象者について令和5年11月21日時点で西郷村に住民登録ある者ということですが、これ、赤ちゃんについてもそれを起点として、21日まで生まれた方、赤ちゃんには配布するというので理解していいんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

今議員おっしゃいましたとおり、11月21日時点で生まれていて住民登録があれば交付の対象ということになります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 22日に生まれた子どもさんは対象外と。どこかで決めなくちゃいけないと思うんですけども。分かりました。

それと、商品券配布の配布時期って、これ令和6年1月中旬から順次って書いてあるんですけども、順次というのはどういう意味なのか。一斉に配布できないのか、各地区によって遅くなったりというところも出てくるのか、その辺はどのように考えているんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

4番に商品券の発行時期1月中旬となっておりますが、今ちょっと事務を急ぎまして、年内の発送を計画しているところでございます。配送につきましては、対面での受け渡し、配送記録がありまして、再配達が可能なくゆうパックを想定しておりまして、日本郵便さんと交渉と言いますか、問い合わせ、この配達に関して可能かどうかというのを聞き取り調査しましたところ、一度にちょっと大量な配送はちょっと難しいということで、準備が整ったものから順次発送していきたいというような今ところでヒアリングはしているところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 量が相当重なるということで、でも、そんなには遅れないと思うんです。1週間以内ぐらいには全村民に配布されるのかなと思うんですけども。

それと、この税金の滞納者、世帯というか滞納者にはどのように考えているんですか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

滞納者の方にも発送する予定でございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 了解しました。

それと、この店舗等の参加店舗、事業者が参加すると思うんですけども、その確認はどちらでやるんですか。商工会のほうでやるんですか、お伺いします。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

参加店舗につきましては、議決後、商工会に委託しまして、参加店舗を募る予定でございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 1 2 番藤田節夫君。

○1 2 番（藤田節夫君） これ商工会に加盟していない事業者も相当いると思うんですけども、その辺もちゃんとやるんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

商工会加盟会員さんじゃなくても、参加は募っていくような形でございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 1 2 番藤田節夫君。

○1 2 番（藤田節夫君） この加盟店舗になったところには、目印か何かつけるんですか、よく桃太郎旗とか何かよくやっていますけれども。その辺はどう考えているんですか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

利用店舗につきましてはポスターを掲示する予定で、今計画しております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 1 2 番藤田節夫君。

○1 2 番（藤田節夫君） それと、住所を有するところなんで、加盟店舗が。これコンビニとかタクシー代なんかにも利用できるんですか。タクシー会社、西郷にありますよね。それはどうなんですか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

参加店舗につきましては、今後商工会に委託しまして、その予定でございまして、できる限り多くの分野の事業者に参加していただくということが大切であると考えておりますので、制限を設けず、村内の事業者に参加を募っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 1 2 番藤田節夫君。

○1 2 番（藤田節夫君） じゃ、コンビニとかタクシー代も可能になるという理解でよろしいでしょうか。

いずれにしても、これ前回の、先ほど出ましたけれども、西郷村プレミアム付商品券やったときもほとんどイオンとか大型店、利用するほうはそのほうが利用しやすいし、いろいろなものも、食品なんかもそろっているんでそうなっちゃうと思うんですけども、やはり地域事業の活性化という面では、ちょっとどうなのかなとは思いますが、取りあえず村民の物価高騰に対しての緊急的な対策だと思いますので、今後政府のほうの臨時交付金ですか、先ほどは臨時交付金が出たら、今回のこの村単の金をそっちから回すなんていう話ししたんですけども、それは私違ふのかなと、今回は今回でこれやっていただいて、国からの臨時交付金が出てきた場合は、また新たな支援策として、村民に対しての支援をお願いしたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（真船正晃君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第73号「令和5年度西郷村一般会計補正予算（第5号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本会議中、誤読などによる字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

よって、議長に一任いただきます。

◎閉議の宣告

○議長（真船正晃君） 以上で本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（真船正晃君） これをもちまして、令和5年第2回西郷村議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午前10時53分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年11月21日

西郷村議会 議長 真船 正 晃

署名議員 山 崎 昇

署名議員 鈴 木 昭 司